

令和4年度第2回佐倉市環境審議会（公開）

会議概要

日時 令和4年11月14日（月）午後1時30分～午後2時45分

会場 佐倉市役所 議会棟2階 第3委員会室

出席委員（11名）

井上 隆夫 委員（公募市民）

草場 孝志 委員（公募市民）

佐藤 光雄 委員（公募市民）

百目木 純子 委員（公募市民）

高山 順子 委員（千葉県立中央博物館 主任上席研究員）

武間 豊夫 委員（元千葉県 都市部長）

中村 圭三 委員（敬愛大学 名誉教授）

原 慶太郎 委員（東京情報大学 名誉教授）

本橋 敬之助 委員（元公益財団法人印旛沼環境基金 上席研究員）

古林 聖哉 委員（佐倉市校長会 会長）

大木 英子 委員（佐倉商工会議所）

欠席委員（1名）

斉藤 芳江 委員（千葉みらい農業協同組合）

事務局 環境部 宮本部長

生活環境課 布施課長、阿部班長、南谷主査補、山下主査補

廃棄物対策課 西野班長

傍聴人 1名

会議次第

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 委員自己紹介
4. 事務局紹介
5. 諮問
6. 議事
第2次佐倉市環境基本計画（素案）及び第二次佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（素案）の改定について（諮問）
7. その他
8. 閉会

会議内容

1 開会

事務局（生活環境課長）により開会

2 市長あいさつ

3 委員自己紹介

4 事務局紹介

5 諮問

（市長退室、傍聴人入室）

6 議事

第2次佐倉市環境基本計画（素案）及び第二次佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（素案）の改定について（諮問）

【司会（生活環境課長）】

これから会議次第の6．議事に入ります。

本日の議事でございますが、「第2次佐倉市環境基本計画（素案）及び第二次佐倉市地球温暖化実行計画（事務事業編）（素案）の改定について」の諮問1件でございます。

ここからの議事の進行につきましては、佐倉市環境審議会条例に基づき、本橋会長をお願いいたします。

【議長（会長）】

それでは、議事を進行させていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

今日の議事は、次第にありますように「第2次佐倉市環境基本計画（素案）及び第二次佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（素案）の改定について」の諮問1件であります。

この資料については、すでに委員の皆様へ郵送され、質問や提案等が事務局に寄せられていることから、最初に、それらについての当局の考え方や修正をおこなう部分等の説明をお願いし、その後、新たに全体を通しての質疑応答を行いたいと思います。

ご発言されるかたは挙手のうえ、私が指名いたしますので、事務局のマイクの準備が整いましたら、着席のまま、ご発言願います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【生活環境課】

私からは、今回お諮りいたしております、両計画の改定の経緯について簡単にご説明させていただきます。

それでは資料3-1から始まる5枚つづりの資料をご用意ください。タイトルが『ゼロカーボンシティ宣言と計画の改定』と書いているものになります。このうち資料3-1から3-4を用いてご説明いたします。まず資料3-1のとおり、国は、世界的な課題である、地球温暖化による気候変動に対して、脱炭素化を進めて温室効果ガスを実質排出ゼロとすることを目標に、一昨年10月に2050年カーボンニュートラル宣言を行いました。

その後、温暖化対策推進法の改正を経て、地球温暖化対策計画の改定と政府実行計画の改定を行うなどさらなる取り組みを進めております。このような国の方針に基づき、佐倉市としても、2050年に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向けての取り組みを進めるため、昨年8月に「佐倉市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。これを踏まえて、2種類の地球温暖化対策実行計画をこのたび改定しようとするものです。資料3-2では佐倉市ゼロカーボンシティ宣言の宣言文をご用意いたしておりますのでご覧ください。

続いて資料3-1の裏面には、宣言後に取り組みできました改定作業の経緯を載せております。ゼロカーボンシティ宣言以降、庁内横断的な体制のもと、脱炭素に向けた取り組みを進めていく必要があることから、佐倉市地球温暖化対策推進本部のもとに、11月に部会を設置し、1月には第1回目の部会を行い、今回の計画改定に向けた検討を進めてまいりました。

また、今年度は、7月から9月の全3回の部会開催による検討を経て、委員の皆様に対して、2種類の計画の改定素案をお示ししているところです。補足資料3では国の地球温暖化対策計画、補足資料4では政府実行計画の内容をお示ししております。

補足資料3の方では、2030年度において、我が国の温室効果ガスを2013年度から46%削減すること、また補足資料4では2030年度までに2013年度と比べて50%削減すること、としてそれぞれ国は改定を行っております。

今回、委員の皆様には事前にご意見のご提出をお願いしておりますので、それらに対する回答を各計画ごとに担当からご説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【生活環境課】

私からは、第2次佐倉市環境基本計画に関していただいたご意見・ご質問を中心に説明いたします。

まず、佐倉市環境基本計画は、佐倉市の環境分野の最上位計画であり、令和元年度策定時に佐倉市温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含いたしました。先にお話いたしました経緯のとおり、国は、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言、2021年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、それに付随する諸内容の変更を行ったところです。佐倉市においても、2021年8月に佐倉市ゼロカーボンシティ宣言を行い、市民・事業者・行政が一体となって二酸化炭素の実質排出ゼロを目指す必要があることから、佐倉市環境基本計画にその内容を反映させるため改正をするものです。事前にお配りいたしました主な改定点でお示ししているのとおり、国が地球温暖化対策計画に設定した目標に即して、『2030年度に2013年度比で市内の温室効果ガス排出量を46%削減する』とし、その目標を達成するという視点で見直しを行っております。

それでは委員の皆様からいただいておりますご意見等に対する事務局の対応を一つずつお答えしたいと思います。本日、お手元にお配りしました、『第2次佐倉市環境基本計画（素案）および第二次佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（素案）に係るご意見・対応一覧について』の資料をご覧ください。併せて、事前に送付いたしました、資料1-2（改定素案）第2次佐倉市環境基本計画も併せてご覧ください。

資料のNo. 8のところから、環境基本計画の内容についてご説明したいと思います。基本計画の2ページに該当する、「第一章 計画の基本的事項」というところでいただいたご意見に関してです。「今回の改定に至った経緯について触れるべきではないでしょうか？」というところです。

ご意見を踏まえて、タイトルを「計画策定・改定の背景」とし、以下の文章を追記いたしました。「2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言、これを受け、本市は2021年8月に「佐倉市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。その実現のために、第2次計画の期間中ではありますが、計画を改定して更に高い削減目標を掲げ施策を推進します。」

続きまして、4ページに計画の対象範囲として「地球温暖化」という項目がございますが、これを「地球温暖化防止」に修正するというご意見をいただきました。ご意見を踏まえ、ご指摘の箇所を「地球温暖化対策」といたします。

続きまして、8ページの目標とする環境像でございますが、「佐倉市にとって最も重要な自然資産は谷津の自然だと考えます。生物多様性の面から見ても、生活空間との近さや親しみの面から見ても、谷津の自然は印旛沼よりずっと貴重

だと思えます。目標のスローガンに谷津を入れたいです。」というご意見をいただきましたが、今回の改定においては、目標とする環境像は変更せず原案のとおりといたします。

続きまして、8ページ本文中ですけれども、「印旛沼を取り巻く自然と…」というところに、「谷津」という文言を入れるべき、というご意見をいただきましたが、目標とする環境像に合わせて、原案のとおりといたします。

続きまして、8ページの同じ本文中ですけれども、「…窮地に立たされています」というところに「さらに、稲作が行われていた谷津は、農業の担い手不足によって荒廃し、埋め立てなどによって谷津自体の消失に至ることもあります」と追記すべきとのことですが、ご意見を踏まえ、ご指摘のとおり修正いたします。

続きまして、8ページの同じ部分についてですが、「印旛沼は、流域の…」と繋がる場所に「谷津」という文言を入れるというところで、ご意見をいただきましたが、目標とする環境像に合わせて、原案のとおりといたします。

続きまして、同じ場所ですけれども、「私達は印旛沼の姿を…」というところに「谷津」という文言を入れるという意見をいただきましたが、目標とする環境像に合わせて、原案のとおりといたします。

続きまして、同じページ、同じ文章の中で「印旛沼や沼を取り巻く環境…」というところに「谷津」を入れるというご意見をいただきましたが、目標とする環境像に合わせて、原案のとおりといたします。

続きまして、16ページ「目標とする環境像」ですけれども、「谷津」という文言を入れるというご意見をいただきましたが、今回の改定においては、目標とする環境像は変更せず、原案のとおりといたします。

続きまして、26ページの「佐倉市の希少な動植物」というコラムの部分ですけれども、ニホンアカガエルのところで「背面が赤褐色の」という部分を「背面が褐色の」に、というご意見をいただきまして、ご意見を踏まえ、ご指摘の箇所を、「背面が褐色～赤褐色の」といたします。

同じく26ページのカタクリの記載ですが、「調味料の片栗粉は」というところについて、ご指摘のとおり修正いたします。

続きまして、27ページ「佐倉市の外来生物」というコラムの、ナガミヒナゲシのところをアレチウリに入れ替えるというご意見をいただきまして、ご指摘の箇所をアレチウリとして、以下のとおり修正いたします。

「北アメリカ原産のウリ科の一年生草本で、8月から10月に開花し、大量の種子をつけます。生育速度が非常に速く、数メートルから数十メートルのつるを伸ばして群生します。畑や河川敷などで大量に繁茂し、在来の植生と競合することから生態系への影響が危惧されています。」

続きまして33ページ第3章環境施策の「現状と施策展開の方針」の部分です

が、「本市では不法投棄のための啓発活動やパトロールを実施しているほか…」と繋がる文章のところを、「本市では不法投棄のための啓発活動やパトロールを定期的に実施しているほか、…今後はポイ捨てや不法投棄の多い地域を対象として監視カメラ設置等の重点的な取り組みを実施するとともに…」とすべきというご意見を踏まえ、ご指摘のとおり修正いたします。

続きまして、34ページの目標達成に向けた事業、⑦番のところを、「不法投棄監視員による定期的な監視や地域の協力により…」というところを「重点箇所への監視カメラの設置や地域の協力により…」とすべきというご意見をいただきまして、ご意見を踏まえ、ご指摘のとおり修正いたします。

続きまして35ページ、「市民取組」の「近隣のパトロールを行い、不法投棄や不正な埋立て行為をみつけたときは通報します」というところを、「〇〇に通報します」とすべきというご意見をいただきまして、ご意見を踏まえ、ご指摘の箇所を「佐倉市に通報します」という文言に修正いたします。

続きまして39ページの目標達成に向けた事業の※印ですが、ZEH、ZEBの略号を入れ、46ページ、114ページに説明が必要、というご意見を踏まえ、ZEHとZEBの略号を入れるよう修正いたします。

続きまして41ページ「目標達成に向けた事業」、④のところですが、該当する施策番号が24)とあるところ、23)なのではというご意見をいただきまして、ご意見を踏まえ、ご指摘のとおり修正いたします。

続きまして、41ページの⑤のところ、該当する施策23)というところを24)にすべきというご意見をいただきまして、ご意見を踏まえ、ご指摘のとおり修正いたします。

続きまして、同じ41ページ、目標達成に向けた事業というところで、自然災害の対策として「インフラを活用した防災減災」を加えるというご意見をいただきました。

ご意見を踏まえて、41ページ上段に記載の「施策の内容」のうち、2つ目の文章を以下のとおり修正いたします。「集中豪雨等に対する防災対策を行うとともに、グリーンインフラを活用した防災減災を検討します。」

続きまして、48ページ「ゼロカーボンアクション30」の(20)ですが、暮らしのメリットの記述のところに「生ゴミの削減、有機肥料の活用」を記載すべきというご意見を踏まえ、ご指摘の箇所を以下のとおり修正いたします。「生ゴミの減量と子供への環境(家庭)教育推進活動に繋がる。作った堆肥を家庭菜園やガーデニングに活用できる。(家庭菜園やガーデニングによりリラックス効果も)」

続きまして、50ページ「ゼロカーボンアクション30」(30)の暮らしのメリット欄に、「植林によって樹林地を増やし、自然環境の向上に役立つ」とい

うのを追加というご意見をいただきましたが、環境省が記載している内容に合わせて原案のとおりといたします。

続きまして、53ページの事業①の担当部署ですが、教育委員会を入れた方がよいというご意見いただきましたが、佐倉市全体での取り組みという括りで原案のとおりといたします。

続いて同じく53ページ②「印旛沼や谷津などの保全活動、環境美化活動など…」という文言のところを、「印旛沼や谷津などの保全活動を通じて豊かな自然環境に触れる機会を作ります」とすべきというご意見を踏まえ、ご指摘の箇所を以下のとおり修正いたします。「印旛沼や谷津などの保全活動や自然観察会を通じて、豊かな自然環境に触れる機会を作ります。また、環境美化活動など、誰もが参加できる体験を通じた環境学習の機会の拡充を図ります。」

続きまして、58ページ「重点プロジェクト1」の谷津保全を継続する仕組みづくりというところで、継続している生きもの見つけ隊の活動を記載するというご意見をいただきましたが、ご意見のとおり、生きもの見つけ隊に関しては、58ページ下段の「1-5 保全活動に参加する人材の確保と育成」に資する取り組みであると認識しております。本計画においては、基本的事項の記載にとどめることとし、原案のとおりといたします。

続きまして、61ページ「環境保全地一覧」の部分について、谷津名に加えて河川名を追記するというご意見をいただきましたが、令和4年に策定した「第2次佐倉市谷津環境保全指針」に記載している内容と同様といたします。

続きまして、62ページの谷津環境保全地の位置図についてですが、図中に河川名を記入するというご意見をいただきましたが、令和4年に策定した第2次佐倉市谷津環境保全指針に記載している内容と同様といたします。

続きまして、103ページの参考資料について、33ページの文章と同じであるというご意見をいただき、ご指摘の箇所を以下のとおり修正いたします。「本市では、不法投棄防止のための啓発活動やパトロールを定期的に行っているほか、市民や事業者と連携、協力して、市内の道路や公園などを清掃するゴミゼロ運動を実施しています。今後は、ポイ捨てや不法投棄の多い地域を対象として監視カメラ設置等の重点的な取組を実施するとともに、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取組を拡充する必要があります。」

続きまして、114ページ参考資料の用語集ですけれども、ZEBの表示について、頭文字が全て大文字の「Net Zero Energy Building」に関しまして、環境省が記載している内容に合わせて、原案のとおりといたします。同じくZEHも、頭文字全て大文字の表示に修正いたします。

続きまして119ページ資料編「策定・改定経過」の部分ですが、ご意見を踏まえ、「策定の経過」といたします。併せて120ページも、ご意見を踏まえて

「改定の経過」といたします。

【生活環境課】

では私の方からはお渡ししているA3縦長の資料の1枚目のページ、No. 1からNo. 7までについてご説明をさせていただきます。ご意見として、特にどの部分という指定がなく、いただいている意見に対しての回答という形になります。

まずNo. 1「今回の両計画、第2次佐倉市環境基本計画および第二次佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定はどのような事情、理由により必要となったのでしょうか」という質問に関しては、2020年10月に内閣総理大臣の所信表明で、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが表明されたことを踏まえ、2021年8月に「佐倉市ゼロカーボンシティ宣言」を宣言いたしました。これらを実行するために従前の計画では不十分であることから、今回改定するものとなっております。

No. 2ですが、「両計画の改定内容を見ると、他動的要因によるものと市の主体的な判断によるものがあるようです…」というところでお書きいただいております。「今回の両計画の改定内容について、他動的要因によるものか市の主体的な判断によるものかに分類していただきたいと思います」ということでご意見をいただいております。

こちらに関しては、両計画とも今回の改定は地球温暖化対策の推進に関する法律の改正およびそれに付随する諸内容の変更に伴う改定であるため、軽微な修正を除き、基本的には、国の2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえたものとなります。

続けてNo. 3です。佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は佐倉市環境基本計画に包含されるということがわかりにくいのですが、というご意見をいただいております。また実行計画の部分だけを抜き出すことはできるのでしょうかということです。

こちらに関しては、国は地球温暖化対策の推進に関する法律の中で、「市町村はその区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減を行うため」いわゆる区域政策編を策定するよう努めるものとしております。また、環境省の地方公共団体実行計画の策定マニュアルにおいては、「実効性を強化していくために温室効果ガス排出量の削減等に関係のある行政計画と一体的に策定することが望まれる」としておりましたので、佐倉市としても、施策間での相乗効果の創出や、計画の検討を実施の際の負荷低減等の効果が期待できることから、環境基本計画にこの区域政策編を包含する形をとって、一体的な策定という形をとっております。

続けてNo. 4です。国が使っている「カーボンニュートラル」と市が宣言して

いる「ゼロカーボン」とは同じ意味と思われませんがなぜ別の言葉を使っているのでしょうか、何か使い分けがあるのでしょうか。こちらに関しては環境省としては「2050年にCO2を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された自治体」をゼロカーボンシティとしております。「カーボンニュートラル」と「ゼロカーボン」には国による明確な使い分けはなく、いずれも同じ意味として使用しております。

次に No. 5 です。地域脱炭素化促進事業のイメージを簡単にご説明ください。またその検討状況をお聞かせくださいというご質問でした。

地域脱炭素化促進事業とは、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により、第2条第6項において新たに定義されたものとなっております。中身としては事業者による再生可能エネルギー施設の整備と、整備する区域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全のための取組ならびに地域経済および社会の持続的発展に資する取組を併せて行う事業となります。

こちらに関しては本日、テーブルの上に置かせていただいております「配布資料」と右上に書かせていただいた2枚綴りの資料がございます。これの1枚目が区域施策編脱炭素化促進事業に係る資料のイメージとなっております。ここで市町村は促進区域の設定に向けた議論の場としての協議会の設置や、事業者に求める地域経済・地域環境保全および地域経済社会の持続的発展に向けた取組を記載した計画を策定し、事業計画の認定をする必要がありますが、具体的な取組は今後の検討となります。

次が No. 6 です。「立地適正化計画」に定めた都市機能誘導区域への施設の誘導を具体的にどのように展開されていますか。市の積極的な誘導施策により実現した事例がありますか。また、この制度の実効性についてどう評価されておりますか、ということで、今ご覧いただきました配布資料のうち2枚目です。両面刷りで、担当部署であります都市部都市計画課からの回答を受けておりますので、どうぞご確認ください。

最後 No. 7 ですが、環境基本計画89ページ、参考資料「印旛沼の環境の現状」について、「以前より印旛沼と手賀沼はCODの数値がワースト3以内に入っており、最近手賀沼はきれいになったと聞いております。市民一人一人が洗剤をなるべく使わない庭木への水やりは雨水をためて使うようにすれば少しずつきれいになって佐倉の水はいつまでも美味しく飲みたいものです。手賀沼がきれいになった理由、できればこうほう佐倉で上記の事項をPRしていただきたいと提案いたします。こちらに関してはご意見として承ります。ということで前半部分の説明は以上でございます。

【議長（会長）】

ただ今の事務局から説明に関して、ご意見・ご質問はございますでしょうか。発言される方は挙手願います。

では私から。監視カメラの設置はリップサービスでなく本当に実施するのでしょうか。

【廃棄物対策課】

ご質問には私からお答えさせていただきます。現在、和田地区に千葉県と佐倉市で監視カメラを設置しております。また佐倉市では、根郷地区にも監視カメラを設置しております。今後ももし必要な事案が、起こって欲しくないんですけども、起こった場合には設置する可能性があるということで対処してまいりたいと思っております。以上でございます。

【議長（会長）】

そうすると不法投棄に対しては佐倉市としてある程度、監視はしっかりとされているということでしょうか。

【廃棄物対策課】

しっかりと、という言い方は私の方からお答えするのはちょっと難しいところがあるんですけども、ぜひそういう必要な事案が起こりましたら、設置することをさせていただいてる事例がありますというお答えになります。

【議長（会長）】

わかりました、ありがとうございます。
他に。

【委員】

この中の3番目、実行計画を抜き出すことができるかできないか、お答えが抜けてたんじゃないかと思えますけれどもいかがでしょうか。

【生活環境課】

今回の区域施策編に関しましては、令和元年度作業令和2年3月の策定による基本計画の中で基本計画の策定のとおり、区域施策編の中に包含しているという形態をとっております。その効果については先ほどご説明したとおりなんですが、一度取り込んだものとして今回改訂作業というふうにさせていただきましたので、抜き出すことはせずに、このまま包含した状態で、改定作業・基本計画の改定という形式をとらせていただきたいと思いますと考えております。

【委員】

抜き出すことはできそうですか。

【生活環境課】

ホームページの方に、区域施策編相当部分ということで、掲載をしておりますので、今回の改定内容を踏まえた、区域施策編相当部分ということでの公開ということは、したいと思っております。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【議長（会長）】

他に意見がないようですので、次の「第二次佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の議題に進めます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【生活環境課】

私からは佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）についてご説明いたします。

事前に郵送でお配りしました資料のうち、「資料2-2改定素案」と書かれた資料をご用意ください。資料の5ページが当計画の対象範囲になります。この計画は、市が行う活動から排出された温室効果ガスが対象となります。ここには小・中学校、上下水道、そして市と市の職員が取り組むべき事項や目標を記載した計画となっており、それを市民の皆様幅広くお伝えするものです。

続いて6ページをご覧ください。当計画の対象物質は、こちらの表にある6種類となっております。この6種類のうち、佐倉市では二酸化炭素の排出量が約99.5%を占めることから、今回この計画においては二酸化炭素のみを算定の対象としております。

続いて10ページをご覧ください。こちらが今回の改定の一番大きなポイントとなります。この計画は2030年度が終了年度となっております。2050年度のカーボンニュートラルという最終目標を達成するための中間的な目標として、2030年度までに、2013年度の排出量から50%を削減することを目標としております。

続いて、12ページをご覧ください。12ページ以降は、市と市の職員が取り組むべき事項あるいは今後検討していくべき事項について記載がされております。

す。

佐倉市では二酸化炭素排出量のうち、約81%が電気に由来しているため、電気の使用への対応が重要です。こちらに書かれたこと全てを実行するというのではなく、目標達成に向けて様々な手法を検討するために記載してあります。

最後に、委員の皆様からいただいたご意見に対してのお答えします。「ご意見・対応一覧について」をご覧ください。A3の紙の裏面、最終ページで、左の通し番号40番からのご説明になります。

No. 40について、策定の経緯という表題でしたが、策定の後に改定という文字を加えて「策定・改定の経緯」とした方がわかりやすいとのご意見があり、ご意見のとおり修正いたしました。

次にNo. 41について、六フツ化硫黄という言葉が数ヶ所存在します。ひらがな表記とカタカナ表記が混在していたため、正式なカタカナ表記に統一をいたしました。

次にNo. 42です。計画の中で使用した円グラフについて、時計回りに割合の大きい順に示すのが一般的であるというご意見をいただき、そのように修正いたしました。

続いてNo. 43です。ZEBとZEHという言葉の説明を一つの文章で記載しておりましたが、一文が長すぎるというご意見があり、いただいた修正案のとおり修正をいたしました。私からは以上となります。

【議長（会長）】

ただ今の事務局から説明に関して、ご意見・ご質問はございますでしょうか。発言される方は挙手願います。

【委員】

この具体的な温暖化対策を佐倉市全体で実行する際に、今の事務事業編ということでご説明いただきました。それで私企業に対しては、こういった要請はしないということだと思っんですけども、佐倉市以外に国とか県も、このような事務事業編というものがあると思っんですけども、そちらはこれと同等の対応をしているのか教えていただきたい。

【生活環境課】

国の計画は既に策定されていて、目標も設定されています。我々もそちらを参考にしています。

県も国の計画を受けて今年度に改定予定と聞いております。

【議長（会長）】

ありがとうございます。

事務局から今後のスケジュールについてお願いします。

【生活環境課】

この後のスケジュールと進め方についてご説明させていただきます。本日計画改定に向けた諮問ということで委員の皆様には様々なご意見をいただきましてありがとうございます。

本日の会議における事務局からの説明に対して更なるご意見がございます場合には来週11月21日を必着として、ご意見の受付をさせていただきたいと思っております。紙でのご意見提出をご希望の方は、様式をこの場にご用意してごいたしますので、必要な方は挙手をお願いいたします。それ以外の方に関してはデータでご提出いただけると思っておりますので、以前メールでお送りしております様式と同じもので結構ですので、そちらをご利用の上、11月21日までに、ご意見の提出をどうぞよろしくをお願いいたします。

11月21日までにご提出いただきましたご意見に対しては、事前に今回に向けてご提出いただきましたご意見、また本日の会議の場でいただきましたご意見とあわせて、一覧を作成させていただきます。これらを反映した改定素案というものを再度お作りいたしまして、そちらを11月30日を目安として委員の皆様にご郵送させていただく予定であります。それをもとに12月23日の答申に向けて内容確認および事前のご意見提出をお願いしたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

次回の審議会の出席依頼の通知は追ってお送りさせていただきますので、ご対応の程、どうぞよろしくをお願いいたします。

【司会（生活環境課長）】

2点ほどご説明とご報告させていただきます。1点目、今後の予定ということで、会議の冒頭にも申し上げましたとおり、本日の会議録につきましては、事務局の方で要録を作成いたしまして、今日出席されている委員全員の皆様の確認を得た上で確定し、公開することといたします。内容がまとまり次第、事務局から要録をお送りいたしますので委員の皆様方におかれましては、内容の確認と、修正箇所等の内容について、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

2点目でございますが、今回、事前に配付いたしました資料の一部に、「公開厳禁」という文字を記載させていただきましたが、本日、この審議会の終了をもって、解除といたします。このため、会議録の公開時には、要録とともにこの「公開厳禁」の文字を削除した資料をあわせて公表を行うことであることを申し添

えいたします。

事務局からは以上でございます。

【委員】

すみません、よろしいでしょうか。

【議長（会長）】

どうぞ。

【委員】

東邦大学の病院ありますよね。そこをです、ずっと外の方へ行く通り道なんですけど、いつも今日も来たんですけども。ゴミが非常に多いですね。今日見た限りでは、10個あると思うんですね。ビニール袋に包んで。そこは傾斜があったりしてね、ほとんど人が住んでないところなんですけど、非常に細い道で車は通れるんですけど、人はあまり通らない道なんです。ですけどいつも通るたびになんてこの道は汚いんだろうと。周りは鬱蒼として綺麗なんですよね。ですから、先ほどちょっとお話ありましたけども、不法投棄についてですね、監視カメラをぜひあそこは何か予算があればの話ですが設置していただきたいんですよ。以上です。

【廃棄物対策課】

場所については、今ご確認させていただきましたので、改めて確認させていただいて、今後の対応について検討してまいりたいと思います。

7 その他

【議長（会長）】

最後に私から。今回の質問・意見の回答に対して、委員の皆様にはどんな些細なことでも良いですから事務局の方に質問してほしい。

委員の貴重な意見をいただいて、それらを環境行政に反映させて活用していただきたいと思います。

8 閉会

事務局（生活環境課長）により閉会